

学校指定新規・継続申請書 書式

学校指定申請書

年 月 日

静岡鉄道株式会社
取締役社長 今田智久 殿

所在地
学校名
代表者 職印

当校を学校指定取扱規則第2条1項第3号に規程する指定学校として
指定されるよう、次の書類を添えて申請します。

1. 設立の告示又は認可証の写し ← (継続申請の場合、省略できます。)
2. 学則
3. 部科別の生徒現在数及び教員の現在数を記載した書類
4. 1週間に行う部科別の授業科目及びその時間数を記載した書類
5. 学校所在地の最寄り駅（バス停留所）及び電車・バス利用の状況を
記載した書類
6. 駅（バス停留所）より学校までの見取り図

表 書式

学校指定書

静鉄鉄運発 第 号
年 月 日

殿

静岡鉄道株式会社
取締役社長 今田智久

貴校 を学校指定取扱規則第2条第 項第 号に規定する指定学校として指定し、

年 月 日から 年 月 日まで貴校(指定部科)の学生・生徒に対し

て、旅客営業規則所定の定期旅客運賃の取扱をいたします。

指 定 番 号	
---------	--

学校指定書

ジャストライン 営 発 第 号
年 月 日

殿

しづてつジャストライン株式会社
取締役社長 三浦 孝文

貴校 を学校指定取扱規則第2条第1項第 号に規定する指定学校として指定し、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで貴校(指定部科)の学生・生徒に対して、旅客営業規則に規定する定期旅客運賃の取扱をいたします。

指 定 番 号	
---------	--

裏 書式

証明書の都市扱いについては学校指定取扱規則による外次の各号によって下さい。

1. 通学証明書及び身分証明書の発行及び出納については出納簿及び発行台帳を備え付けその状況を明らかにし、発行の際は発行台帳に対して契印を押すこと。
2. 次の各号の1に該当する場合は、直ちに届け出ること。
 - (1) 校名又は部科名の変更
 - (2) 部科の新設、統合、分離及び改廃
 - (3) 学則の変更
 - (4) 所在地の変更
 - (5) 休校及び廃校
3. 弊社係員が発行及び出納状況について監査する場合は、これに協力すること。
4. 指定期限以後に引き続き指定学校としての指定を受けようとする場合は、指定期限の3箇月前までに申請すること。
5. その他不明の点はお問い合わせ下さい。

請書

年 月 日

静岡鉄道株式会社
取締役社長 今田智久 殿

指定番号 静鉄鉄運発 第 号

所在地

学校名

代表者 氏名 団

今回、当校 が学校指定規則第2条第 項第 号に規定する指定学校

として指定を受けましたので、今後通学証明書及び身分証明書の発行・使用等については貴社諸

規則を尊守し、万一これに違背したときは学校指定取扱規則に定めるご処分を受けても異議を申し
ません。

学校指定変更願

年　月　日

静岡鉄道株式会社
取締役社長 今田智久 殿

指定番号

所在地

学校名

代表者

印

当校に対する指定を次の通り変更されるようお願いします。

- ・ 変更年月日
- ・ 変更指定内容 旧
新
- ・ 変更事由

休校(廃校)届 書式

休校(廃校)届

年 月 日

静岡鉄道株式会社
取締役社長 今田智久 殿

指定番号	静鉄鉄運発 第	号
所在地	-----	
学校名	-----	
代表者	氏名	㊞

当校は、次の通り休校(廃校)しますので、お届けします。

1. 休校(廃校)年月日
2. 休校(廃校)事由

通学証明書発行台帳 書式

身分証明書発行台帳 書式